

東 広 島 ウ オ ー キ ン グ 協 会 会 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東広島ウオーキング協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、ウオーキング活動に取り組む団体、グループ並びに個人で構成し、ウオーキングの普及を通じて、広く市民の健康増進、自然愛護精神の涵養並びに絆づくりに貢献することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会長が指名する所に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)ウオーキングの実践並びに講習会等の開催
- (2)自然保護並びに環境保全意識の涵養に関する取り組み
- (3)団体、グループなど相互の絆づくりに関する取り組み
- (4)地域団体、グループの育成並びに新規加入に関する取り組み
- (5)ウオーキング大会の開催や招聘に関する取り組み
- (6)その他ウオーキングの普及推進につながる取り組み

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、市域を問わず、本会の趣旨に賛同するウオーキング団体、グループ並びに個人で構成する。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長
 - (2) 副会長
 - (3) 理 事
 - (4) 事務局長・事務局員
 - (5) 監 事
- 2 理事は20名程度とし、会長は理事の互選とし、副会長、事務局長・事務局員は理事の中から会長が指名する。また必要に応じ会長は理事の中から学術担当を指名できる。
- 3 監事は理事以外から理事会において推挙し選出する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時又は会長が欠けた時はその職務を代行する。
- (3) 理事 理事会を構成し、会の運営に必要な事項を審議し事業の遂行に当たる。
- (4) 事務局長・事務局員 本会の事務及び会計を行う。
- (5) 監事 会計並びに財産の管理状況を監査し総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(顧問)

第9条 本会の運営に関し意見を求めるため顧問を置くことができる。顧問は理事会で推挙する。

第4章 指導員等

(指導員等)

第10条 会則第2条に掲げる目的を達成するため指導員等を置く。

第5章 会 議

(総会)

第11条 総会は毎年会長が招集し議長は会長が務める。必要ある時は臨時総会を開催する。

- 2 総会は出席者をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の制定及び改定に関する事。
 - (2) 毎年度の事業計画並びに予算の決定に関する事。
 - (3) 決算の認定に関する事。
 - (4) 役員を選任に関する事。
 - (5) その他会の運営に関し重要な事項。

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要に応じて招集し議長は会長が務める。

- 2 理事会は理事の過半数(委任状を含む)の出席により成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定する。
- 3 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 緊急を要する事項
 - (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (5) 関係団体との交流及び他地区でのウォーキング大会参加等に関する事項

第6章 会 計

(会計)

第13条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他事業収入等をもって充てる。

(会費)

第14条 本会の会費は、次のとおりとする。ただし理事会において特に必要と認める場合は免除することができる。

- | | | | |
|---------------|----|--------|---------|
| 1 個人会員・グループ会員 | 年額 | 一人当たり | 1,000円 |
| 2 団体会員 | 年額 | 一団体あたり | 10,000円 |

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成22年10月22日から施行する。
平成29年5月1日 一部改正